

☆ 最近の監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもうどうでしょうか？

監査で指摘又は注意した不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

財産管理簿を整理していますか？

財産管理事務の不適当(指摘)

財産を取得、処分した場合は、財産管理簿を整理し、財産の状況を明らかにしておく必要があります。(公有財産規則第 9 条等参照)

複数の機関において、財産と財産管理簿が一致しない事例がありました。

新たに設置したトイレや自転車置場等、植栽した立木、取り壊した工作物などのケースです。

財産としての理解不足、設置時の処理の失念、工事担当者と財産管理担当者との連絡が不十分であったことなどが原因と思われますが、県民から負託された財産であり、極めて重要なものであることから適正な管理に努めてください。



毒物・劇物の管理は適切ですか？

物品の取得、管理又は処分の不適当(注意)



毒物・劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫量の管理を行っていない例がありました。

毒物・劇物を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法において「業務上取扱者」とされており、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所等への表示を行うことなど、各種の義務が課されています。

毒物劇物は、その取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれがあるばかりでなく、犯罪・事件に繋がる可能性も高いことから、細心の注意をはらって管理することが必要と思われます。

- 例えば、
 - ・保管庫は頑丈な構造で施錠
 - ・管理簿は使用の都度使用量・残量を記載
 - ・貯蔵庫、容器又は被包への表示

☆ 出前説明会のご案内 ☆

出前説明会を開催します！！

監査において指摘事項があり、当該機関で改善がなされても、別の機関において同じような指摘事項が散見されます。

監査委員事務局では、不適正な事務処理の未然防止・再発防止の観点から、指摘事例や措置の内容等について、出前説明会を実施しています。

実施希望や詳細については、監査第二課(内線6256)までご連絡ください。



☆ 平成26年度(上期)の監査結果と特徴 ☆

指摘・注意件数が、前年度に比べ 10 件増加。支出事務、契約事務及び行政事務の執行が増加傾向。

〈結果〉

平成 26 年度(上期)における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成 25 年度(上期)の指摘・注意件数に比較して、指摘が 4 件増加、注意が 6 件増加しています。

指摘区分別	平成 26 年度(上期)			平成 25 年度(上期)			対前年度比			摘 要 (H26 の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理一般		1	1	1	-	1	△1	1	-	
収入事務	11	7	18	11	11	22	-	△4	△4	調定の遅れ→8 科目誤り→3 収入証紙報告誤り→2
支出事務	14	18	32	15	11	26	△1	7	6	支払の遅れ→14 支出金額の誤り→6
契約事務	10	7	17	8	6	14	2	1	3	設計額の積算誤り→6
工事の執行	1	-	1	-	2	2	1	△2	△1	当初設計額の積算誤り
補助金事務	1	4	5	3	4	7	△2	-	△2	完了確認の不十分・遅れ→1 交付決定の遅れ→1
財産管理	11	18	29	12	16	28	△1	2	1	備品管理一覧表等の未整理 13 毒物劇物等管理→8 財産管理簿等の未整理→5
行政事務の執行	7	3	10	1	2	3	6	1	7	屋外広告物許可期間の不適当→8
合 計	55	58	113	51	52	103	4	6	10	

注) 指摘事項は県公表を行っている不適当な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

【 特 徴 】

- ・調定の不適当なものや旅費、職員手当の支給額の誤り、遅れなど、担当者以外に十分なチェックが行われていないことが原因で生じた誤りが多く見られました。
- ・また、財産管理簿等、備品管理一覧表、重要物品管理表及び毒物劇物管理簿の未整理など財産管理が不十分なものが依然として多く見られた。
- ・なお、前年度に指摘・注意した事項が改善されていなかったもの、指摘等の件数が多い所属などが見受けられました。

☆ 決算審査意見書の概要をお知らせします ☆

監査委員は、毎会計年度、普通会計及び企業会計の決算を審査し、審査意見書を提出します。また、財政健全化法に基づき、財政の健全性及び経営の健全性を審査しました。今回の監査だよりでは、その概要をお知らせします。

1 『平成25年度岩手県歳入歳出決算』審査意見書

(1) 一般会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 592 億円余 (4.9%) の減少、歳出も 487 億円余 (4.4%) の減少となった。歳入は、普通交付税や震災復興特別交付税等の地方交付税、震災復興関連基金の造成に係る交付金等の国庫支出金の減などにより減少した。歳出は、東日本大震災復興交付金基金積立金等の総務費、救助費等の民生費の減などにより減少した。
- ② 歳入歳出差引額は 996 億 1003 万 4 千円で、実質収支額は 261 億 6,029 万 2 千円の黒字となった。



【歳入歳出決算収支の状況 (一般会計)】

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	1,158,023,855 千円	1,217,238,392 千円	△59,214,537 千円	△4.9%
歳出決算額 (b)	1,058,413,821 千円	1,107,206,541 千円	△48,792,720 千円	△4.4%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	99,610,034 千円	110,031,851 千円	△10,421,817 千円	△9.5%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	73,449,742 千円	81,543,232 千円	△8,093,489 千円	△9.9%
実質収支額 (c) - (d)	26,160,292 千円	28,488,619 千円	△2,328,327 千円	△8.2%

(2) 特別会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 134 億円余 (5.5%) の増加、歳出も 133 億円余 (5.7%) の増加となった。
- ② 歳入歳出差引額は 89 億 2,658 万 3 千円で、実質収支額は 42 億 1,706 万 9 千円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況 (特別会計)】

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	257,008,259 千円	243,602,494 千円	13,405,765 千円	5.5%
歳出決算額 (b)	248,081,676 千円	234,737,812 千円	13,343,865 千円	5.7%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	8,926,583 千円	8,864,682 千円	61,900 千円	0.7%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	4,709,514 千円	3,904,442 千円	805,072 千円	20.6%
実質収支額 (c) - (d)	4,217,069 千円	4,960,240 千円	△743,172 千円	△15.0%

(3) 総括的意見

- ① 本格復興を目に見える形で強力に推進するため、人材の確保など体制面を強化し、国との連携のもとに一層の財源確保を図られたい。また事業用地について、改正復興特区法による特例制度等の活用を図りながら、円滑かつ迅速な確保に努められたい。
- ② 今後、大震災からの一日も早い復興はもとより、新たな重要課題に迅速かつ確に対応するため、限られた財源を重点的かつ効率的に活用されたい。併せて、経済性、有効性の観点にも十分に留意のうえ、適時適切な行財政運営等に努められたい。
- ③ 中長期的には、公債費負担適正化計画の着実な実施により、県債残高の縮減、実質公債費比率の改善を図るなど、健全かつ計画的な財政運営のもとに「希望郷いわて」実現のための施策が積極的に展開されるよう強く望む。

(4) 個別的意見

- ① 留意改善を要する事項について
指摘件数は 68 件で、前年度に比べて5件減少しているが、依然として多数に及んでいることから、再発防止策を徹底し適正な事務の執行に努められたい。
- ② 内部管理体制について
指摘事項の中には、内部管理体制に要因があるものが多く見受けられたほか、補助金事務や委託契約の執行に県民から厳しい目が向けられていることから、管理監督者のリーダーシップのもと、進行管理や確認を十分に行うなど、取組の強化に努められたい。県においては、特命課長、主査行政専門員等を配置したところであり、一層の機能発揮を期待する。
- ③ 収入未済額について
県税等では減少傾向が見られるなど一定の成果は認められるものの、県境産廃関係を含む収入未済額全体では今なお多額な状況にあり、公債費負担適正化計画の歳入確保に向けた取組みの一つとされていることから、一層の縮減を図られたい。
- ④ 財産管理について
指摘事項では、物品と関係帳票との不一致など財産管理の不適当なものが多い傾向にあることから、適正な管理に努められたい。併せて、遊休財産の利活用又は処分についても積極的に推進されたい。県においては、財産管理に関する研修を強化しており、今後、その成果に期待する。
- ⑤ 契約事務について
復興事業の本格化、豪雨等災害の発生などにより、作業員・資機材の不足や価格高騰等に起因する入札不調が全県的に拡大していることから、今後とも国及び業界団体等関係機関との連携を強め、施工確保対策に一層努められたい。
- ⑥ 職員の資質向上について
指摘事項では、一部に財務関係法規等の理解不足などによる会計事務の遅れや誤りが見受けられたことから、専門的知識と経験を有する職員を育成し、実務を通じた指導や助言ができる職場環境を整備することなどにより、職員全体の一層の資質向上に努められたい。

《事務局長から》



監査委員は、平成25年度歳入歳出決算に係る審査意見書において、内部管理体制の強化、収入未済金の縮減、財産管理の適正化などを知事に対して意見として述べています。

もとより、これらは、公金や県民共通の財産を扱っている県行政として、県民からの信頼に応える事務品質の中心的な部分に関わるものであります。

この監査委員の意見書も踏まえた審議が決算特別委員会で行われましたが、職員一人ひとりが出来ることとして、日頃から注意を払って業務に取り組むことが何より重要です。

各公所におかれては、あらためて、そうした職場環境の整備に注力をお願いします。

2 『平成25年度岩手県立病院等事業会計決算』審査意見書



(1) 経営の状況

- ① 事業収益 1,008 億 9,875 万円余に対し、事業費用は 981 億 2,334 万円余で、純利益 27 億 7,540 万円余(対前年度 14 億 4,968 万円余増)を計上し、累積欠損金は 164 億 416 万円余となった。
- ② 本業部分の経常損益では、29 億 7,292 万円余(対前年度 16 億 4,775 万円余増)の利益を計上し、平成 22 年度から4年連続の黒字となった。
- ③ 医業収益は、入院・外来患者数が減少したものの、上位施設基準の取得などで患者1人1日当たりの収益が伸び、9 億 545 万円余増加した。また、医業外収益も 1 億 7,433 万円余増加した。
- ④ 医業費用は、薬品や診療材料等の材料費、燃料費や委託料等の経費が増加したことなどから 5 億 7,148 万円余増加した。医業外費用は繰延勘定償却の減などにより 11 億 3,944 万円余減少した。

区	分	平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減額・率	
事業収益	(a)	100,898,752 千円	99,918,795 千円	979,957 千円	1.0%
事業費用	(b)	98,123,348 千円	98,593,080 千円	△469,731 千円	△0.5%
純利益	(c) = (a) - (b)	2,775,404 千円	1,325,715 千円	1,449,688 千円	109.4%
前年度繰越欠損金	(d)	19,179,570 千円	20,505,285 千円	△1,325,715 千円	△6.5%
当年度未処理欠損金	(e) = (c) + (d)	16,404,166 千円	19,179,570 千円	△2,775,404 千円	△14.5%

利用患者数の状況

項目	平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
入院患者数	1,324,662 ^人	1,343,965 ^人	△19,303 ^人
外来患者数	2,044,098	2,084,170	△40,072
計	3,368,760	3,428,135	△59,375

(2) 審査意見

- ① 前年度を上回る純利益を計上するなど経営努力が認められるが、依然として 164 億 416 万円余の累積欠損金を有している。また、平成 26 年度には新会計基準の導入により、多額の特別損失の発生が見込まれていることから、今後は「岩手県立病院等の経営計画」を着実に実行し、経常利益の確保に努めるとともに、安定した経営基盤の確立に向けた取組をなお一層積極的に推進されたい。
- ② 医師確保及び定着支援策を積極的に推進し、診療体制の充実・強化を図り、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに、他の医療機関との連携促進など地域医療を支える体制の更なる強化を期待する。特に、被災沿岸3病院については、早期の開院に向け、着実な取組を望むものである。

3 『平成25年度岩手県電気事業会計決算』審査意見書

(1) 経営の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 43 億 3,433 万円余に対し、事業費用は 39 億 6,197 万円余で、純利益 3 億 7,236 万円余(対前年度 1 億 760 万円余減)を確保した。
- ② 事業収益は、出水率が前年度を大幅に上回ったことなどにより増加した。一方、事業費用は、修繕費や有根沢地点開発中止に伴う特別損失の計上などで増加し、この結果純利益が減少した。



区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	4,334,338 千円	4,134,613 千円	199,725 千円	4.8%
事業費用 (b)	3,961,972 千円	3,654,642 千円	307,330 千円	8.4%
純利益 (c) = (a) - (b)	372,366 千円	479,971 千円	△107,605 千円	△22.4%
当年度未処分利益剰余金 (d)	379,206 千円	479,971 千円	△100,765 千円	△21.0%

(2) 審査意見

- ① 当事業は安定した経常利益を確保しているが、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に沿って、老朽化施設の修繕・改良を計画的に実施し、電力の安定供給に努め、地域経済の発展と県民福祉の向上に寄与するとともに、更なる経営の効率化に努められたい。
- ② 風力発電など再生可能エネルギーの開発に向けた計画については、採算面も考慮のうえ検討を進められたい。また、クリーンエネルギー導入支援事業等の地域貢献活動については、被災地への支援も実施するなどその効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して積極的に取り組まれたい。
- ③ 国が進める電力システム改革に伴う経営環境の変化に対応できるよう、情報収集や調査研究に万全を期されたい。

4 『平成25年度岩手県工業用水道事業会計決算』審査意見書

(1) 経営の状況



- ① 総収支の状況は、事業収益 9 億 872 万円余に対し、事業費用は 7 億 8,545 万円余で、純利益 1 億 2,327 万円余(対前年度 7 億 4,905 万円余増)となった。
- ② 事業収益は、契約水量の変更などにより減少した。一方、事業費用は、修繕費などが増加したものの、前年度に計上した特別損失が皆減となったことから黒字を回復し、繰越欠損金を解消した。

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	908,727 千円	974,187 千円	△65,461 千円	△6.7%
事業費用 (b)	785,455 千円	1,599,970 千円	△814,515 千円	△50.9%
純利益 (c) = (a) - (b)	123,272 千円	△625,783 千円	749,054 千円	—
当年度未処分利益剰余金 (d)	4,611 千円	△625,783 千円	630,394 千円	—

(2) 審査意見

- ① 当年度は、当初の計画を上回る利益を確保し、繰越欠損金が解消されるなど経営努力が認められる。
- ② 繰越欠損金は解消されたものの、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に沿って「自立経営の実現」を目指す取組を着実に実行し、工業用水の安定供給に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、新たな需要を開拓するなど、地域社会の発展に寄与することを期待する。

5 『平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率』審査意見書

(1) 『平成25年度決算に基づく健全化判断比率』審査結果

審査に付された平成25年度の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比 率 名	平成 25 年度	(参 考)			
		平成 24 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	3. 7 5 %	5. 0 0 %
連結実質赤字比率	—	—	—	8. 7 5	1 5. 0 0
実 質 公 債 費 比 率	1 9. 4	1 8. 6	0. 8	2 5. 0	3 5. 0
将 来 負 担 比 率	2 4 6. 2	2 5 7. 7	△ 1 1. 5	4 0 0. 0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

② 連結実質赤字比率

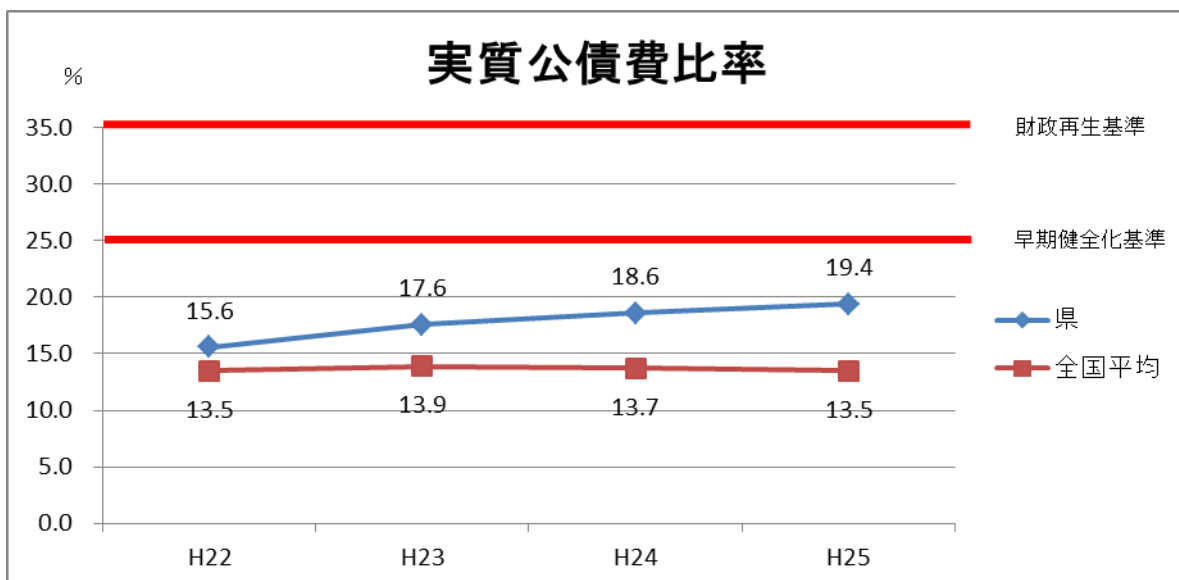
連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、19.4%で、前年度に比べ0.8ポイント増加したが、早期健全化基準の25.0%を5.6ポイント下回っている。ただし、起債に当たり、総務大臣の許可が必要となる18%を超えている。

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

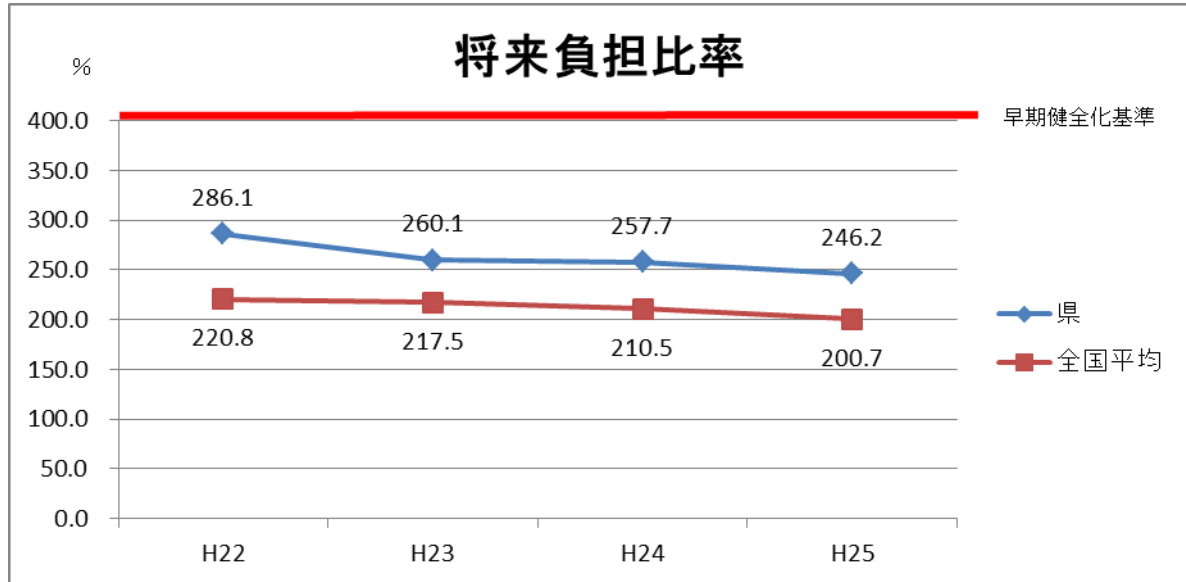


(H25 全国平均は速報値)

④ 将来負担比率

将来負担比率は、246.2%となっており、前年度に比べ 11.5 ポイント減少し、早期健全化基準の 400.0%を 153.8 ポイント下回っている。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。



(H25 全国平均は速報値)

(2) 『平成 25 年度決算に基づく資金不足比率』審査結果

審査に付された各公営企業会計の平成 25 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各公営企業会計の資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

公営企業会計名	平成 25 年度 資金不足比率	(参 考)		
		平成 24 年度 資金不足比率	増 減	経営健全化基準
岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	ポ イ ント —	20.0 %
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	
岩手県電気事業会計	—	—	—	
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	